

新屋比内町市営住宅建替事業（PFI事業）のスケジュール

- (1) PFI事業として実施する可能性がある事業の発案
(平成13年度 新秋田市住宅マスタープラン・公営住宅ストック総合活用計画)
- (2) PFI導入可能性調査の実施
(平成17年度 市営住宅建設事業手法検討調査)
- (3) PFI事業を実施する事業者の選定
- ①実施方針の公表 (H18. 8. 2) [PFI法第5条]
 - ・説明会の開催 (H18. 8. 7)
 - ・質問・意見の受付 (H18. 8. 2～11)
 - ・質問・意見に対する回答の公表 (H18. 8. 28)
 - ②特定事業の選定 (H18. 8. 28) [PFI法第6条、客観的評価の公表：PFI法第8条]
 - ③募集要項の公表 (H18. 8. 31) [公募：PFI法第7条]
 - ・説明会の開催 (H18. 9. 5)
 - ・質問の受付 (H18. 8. 31～9. 21)
 - ・質問に対する回答の公表 (H18. 10. 12)
 - ④PFI事業者の選定
 - ・参加表明書、資格確認申請書の受付 (H18. 10. 16～23)
 - ・資格確認結果の通知 (H18. 10. 26)
 - ・事業提案書の受付 (H18. 11. 22～30)
 - ・事業提案書の審査 (H18. 12. 25)
 - ・最優秀提案・優秀提案の選定、優先交渉権者・次点交渉権者の決定 (H18. 12. 25)
 - ・優先交渉権者・次点交渉権者の公表 (H18. 12. 26)
 - ・基本協定の締結 (H19. 1. 30)
 - ・事業者選定に係る客観的な評価結果の公表 (H19. 2. 1)
 - ・優先交渉権者がSPC（チーム・あきた（株））設立 (H19. 3. 9)
 - ・仮契約の締結 (H19. 4. 26)
 - ・本契約の締結 (H19. 7. 2) [PFI法第9条]
- (4) PFI事業の実施 [PFI法第10条]
- ・第1期仮転居完了 (H19. 6. 25)
 - ・調査・設計・建設着手（解体撤去含む）(H19. 7. 3)
 - ・第1期住宅の引渡し (H20. 10. 31)
 - ・第1期戻り入居、第2期および用途廃止団地引越し (H20. 11. 30まで)
 - ・用途廃止団地解体着手 (H20. 12. 1)
 - ・用途廃止団地の跡地売却 (H21. 6. 1)
 - ・第2期住宅の引渡し (H22. 2. 26)
 - ・共同施設等部分のうち集会所建設工事、公園整備工事および駐車場整備工事に関する部分を除いた部分の引渡し (H22. 3. 22まで)
 - ・社会福祉施設等の竣工、用地活用の開発許可又は建築確認を取得 (H22. 6. 30まで)
 - ・共同施設等のうち残りの部分の引渡し (H22. 6月30まで)

完了